

# 8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月20日（火）午前10時～10時22分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、  
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、  
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、  
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子  
・・・（18人）
4. 欠席委員 （0人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について  
議案第6号 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について  
第3 報告事項  
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について  
報告第2号 農地所有適格法人報告書について  
報告第3号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について  
報告第4号 公共事業の施行に伴う農地転用通知書について
6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

**議 長：** 定刻となりましたので、8月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は18人です。  
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項33件及び報告事項5件  
となります。なお、報告第4号は追加報告事項となっています。  
以上で報告を終わります。

**議 長：** 本日の委員18人中18人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
楠地区の阿部委員、二俣瀬地区の原野委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

**議長：** それでは、これより議事に入ります。  
**議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。**

**事務局：** 議案書は1ページ、3ページの東岐波地区の議案、21番、22番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議長：** 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議長：** 東岐波地区よろしいですか

**正司委員：** はい。問題ありません。

**議長：** 採決に入ります。東岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長：** 全員賛成ですので、21番、22番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

**事務局：** 議案書は5ページの厚南地区の議案、23番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議長：** 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議長：** 厚南地区よろしいですか

**縄田委員：** はい。問題ありません。

**議長：** 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長：** 全員賛成ですので、23番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

**事務局：** 議案書は7ページの厚東地区の議案、24番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議長：** 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 厚東地区よろしいですか

河村委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。厚東地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、24番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの小野地区の議案、25番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、関連して報告第3号転用届の1番があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

**議 長：** 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 小野地区よろしいですか

野村委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。小野地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、25番は、許可します。  
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの旧市地区の議案、7番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長 :** 全員賛成ですので、7番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局 : 議案書は13ページ、15ページの厚南地区の議案、8番、9番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長 :** 厚南地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長 :** 厚南地区よろしいですか

河崎委員 : はい。問題ありません。

**議 長 :** 採決に入ります。厚南地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長 :** 全員賛成ですので、8番、9番は、許可します。  
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局 : 議案書は17ページ、19ページの東岐波地区の議案、57番、58番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長 :** 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長 :** 東岐波地区よろしいですか

正司委員 : はい。問題ありません。

**議 長 :** 採決に入ります。東岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長 :** 全員賛成ですので、57番、58番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は21ページから38ページの西岐波地区の議案、59番から67番まで9件あります。9件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： **西岐波地区の9件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： **西岐波地区よろしいですか**

村田委員： はい。問題ありません。

議長： **採決に入ります。西岐波地区の9件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

議長： **全員賛成ですので、59番から67番までは、許可します。事務局、次をお願いします。**

事務局： 議案書は39ページの旧市地区の議案、68番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： **旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： **旧市地区よろしいですか**

内山委員： はい。問題ありません。

議長： **採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

議長： **全員賛成ですので、68番は、許可します。事務局、次をお願いします。**

事務局： 議案書は41ページから48ページまでの厚南地区の議案、69番から72番まで3件あります。なお、70番は申請者都合により取下げとなっています。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： **厚南地区の3件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： **厚南地区よろしいですか**

縄田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、69番から72番までは、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は49ページの厚東地区の議案、73番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか

河村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、73番は、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は51ページの楠地区の議案、74番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか

岡田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、74番は、許可します。  
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は53ページから64ページの議案、41番から46番までの6件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。  
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は65ページから70ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。  
東岐波、旧市、厚東の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。  
次に、議案第6号、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、別紙となります。  
6月、7月にいただきました意見を、国、県への要望としてまとめたものです。県全体で取りまとめたのち、10月に関係機関へ提出される予定です。  
以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： それでは採決します。  
本件について、原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、本件については承認します。  
付議事項は終わりました。  
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

**事 務 局：** 総会報告事案は4件あります。順に説明いたします。  
報告第1号、議案書は71ページ、72ページです。小野地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。  
次に報告第2号、議案書は73ページから76ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人2社から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。  
つづいて報告第3号、議案書は77ページから80ページまでです。農地法施行規則第29条に該当する転用について2件届出がありました。1件目は、先に説明しました議案第1号許可申請の25番に関連して、自宅前の農地のうち、171.69㎡を農機具小屋および農作業に使用する自動車の駐車場として使用するもので、転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。2件目は、小野地区に所在する農地を借り受けている法人からの届出で、180㎡の簡易牛舎、給餌給水施設、倉庫を設置するもので、転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。  
最後に報告第4号、議案書は別紙となります。山口県宇部土木建築事務所から、西岐波地区に所在する農地について、公共事業の施行に伴う資材置場のため一時転用する旨の通知です。  
以上です。

**議 長：** ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。  
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。  
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

**議 長：** すべての議事が終わりました。  
これを持ちまして、8月定例総会を閉会します。  
(終了時間 10:22)